

「沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領」の一部改正について

平成 23 年 3 月 22 日付沖縄県告示第 177 号「建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程」の一部改正に伴い、みだしの要領を下記のとおり改正しました。

記

【主な改正点】

1. 名簿の名称変更（第 2 条第 1 項）
（改正前）建設業者格付名簿→（改正後）建設工事入札参加資格者名簿
2. 電気・管工事における発注の標準となる請負工事金額（別表第 2 関連）
及び工事請負業者指名人数表（別表第 3 関連）の変更

	改正前	改正後
A 等級	1,000 万円以上	1,500 万円以上
B 等級	600 万円以上 1,000 万円未満	600 万円以上 1,500 万円未満
C 等級	600 万円未満	600 万円未満

3. 施行年月日

平成 23 年 4 月 1 日